

府中町インターネット広聴モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の率直な声を既存事業の改善及び新たな施策等の企画立案に活用し、並びに町民の町政への関心や理解を深めるため、登録制のインターネット広聴モニター（以下「モニター」という。）から継続的に意見等の収集を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 モニターは、町が依頼した町政に関するアンケートに、インターネットを利用して回答するものとする。

(登録要件)

第3条 モニターとして登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国又は地方公共団体の職員、国会又は地方議会の議員その他それらの職に準ずる身分にあるものを除く。

- (1) 登録の日における年齢が満16歳以上である者
- (2) 町がモニターを募集する年度の4月1日現在において、次のいずれかに該当する者
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 町内に事業所を有し、又は勤務する者
 - ウ 町内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者
- (3) 前条に定めるモニターとしての活動に必要なインターネット環境を有し、その役割を積極的に果たすことができる者

(登録期間)

第4条 モニター登録の有効期間は、無期限とする。ただし、第11条の規定により登録を抹消された場合は、この限りでない。

(応募及び登録)

第5条 モニターに応募しようとする者は、次の情報（以下「登録情報」という。）を町が作成する応募フォーマットにより町長に送信しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 年齢区分
- (3) 性別
- (4) 第3条第2号アからウまでに掲げる要件の該当区分
- (5) メールアドレス

2 町長は、前項の規定によりモニター登録の応募があったときは、速やかに登録の可否を決定し、その結果を応募者に連絡するものとする。

(アンケート結果の公表)

第6条 町長は、第2条の規定によりモニターから回答されたアンケート結果を集約し、必要に応じ町のホームページ等で公表するものとする。

(収集情報の管理)

第7条 町長は、モニターから収集した個人情報をも府中町個人情報保護条例(平成15年条例第5号)に基づき適正に取り扱い、及び管理しなければならない。

2 モニターから収集した意見等(以下「収集情報」という。)は、第1条の目的以外の目的のために使用してはならない。

(登録情報の変更)

第8条 モニターは、登録情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を町長に報告しなければならない。

(費用負担等)

第9条 メール等の送受信に要する費用及びインターネット環境の利用に要する費用は、モニターの負担とする。

2 モニターへの謝礼その他の金品の提供は行わない。ただし、モニターの活動の活性化等のため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(禁止事項)

第10条 モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のモニター又は第三者をひぼうし、又は中傷する行為
- (4) 他のモニター又は第三者に不当な不利益を与える行為
- (5) この要綱に基づくモニター制度の運営を妨害する行為
- (6) 第2条に定めるアンケートに対し、虚偽の内容を回答する行為
- (7) 重複登録及び他人へのなりすましその他の不正な手段によるモニター登録
- (8) その他町長が不相当と認める行為

(モニター登録の抹消等)

第11条 町長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、モニター登録を抹消することができる。

- (1) 町長に対し、辞退の申出があったとき。
 - (2) 第3条に定める資格の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 前条に定める禁止行為を行ったとき。
 - (4) 第2条に定めるアンケートに1年以上回答しないとき。
 - (5) 第2条で定めるアンケートをメールで送信する際、当該メールが不到達になる状態が1年以上続いたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が登録抹消の必要があると認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定によりモニター登録を抹消したとき(同項第5号に該当する場合を除く。)は、当該モニターに対し、メールで通知する。
- 3 第1項第3号に該当し、登録を抹消されたモニターは、再度モニター登録することはできない。

(身分及び責任)

第12条 モニターは、町政の発展向上のために公共的視野に立ち、町政推進に対して民間協力者として第2条の活動を行うものであって、特別な身分及び権利を付与されるものではない。

2 モニター活動に関し、モニターが自主的に行う行動により生じた事柄についての一切の責任は、モニター自らが負うものとする。

(免責)

第13条 町長は、インターネットの不具合に起因して、第2条に定める活動に係るメールの不到達、消失又は文字化け等が起こり、そのことによりモニターが損害を受けた場合であっても、その責任を負わないものとする。

(モニター制度の変更、一時中断、中止)

第14条 町長は、本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断及び中止について、事前に通知を行った上で、モニターの承諾を要することなく、行うことができる。

2 前項に定める通知はメールにより行う。この場合において、メールが不到達であっても、再通知は行わない。

(事務局)

第15条 モニターに関する事務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。